

令和5年 第12回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：令和5年7月27日（木）午前10時

場 所：教育委員会室

令和5年7月27日

東京都教育委員会第12回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第56号議案から第68号議案まで

令和6年度使用都立小学校、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書の採択について

第69号議案から第110号議案まで

令和6年度使用都立特別支援学校（小学部・中学部）用教科書の採択について

第111号議案

東京都公立学校教員の懲戒処分等について

2 報 告 事 項

（1）都立学校教員勤務実態調査の集計結果について

教 育 長	浜 佳 葉 子
委 員	山 口 香
委 員	秋 山 千 枝 子
委 員	北 村 友 人
委 員	新 井 紀 子
委 員	宮 原 京 子

事務局（説明員）

教育長（再掲）	浜 佳 葉 子
次長	田 中 愛 子
教育監	藤 井 大 輔
総務部長	山 田 則 人
指導部長	小 寺 康 裕
人事部長	吉 村 美 貴 子
人事企画担当部長	矢 野 克 典
（書 記） 総務部教育政策課長	小 川 謙 二

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 ただいまから、令和5年第12回定例会を開会します。

本日は、毎日新聞社ほか8社からの取材と、8名の傍聴の申込みがありました。また、毎日新聞社ほか6社から、冒頭のカメラ撮影の申込みがありました。許可してもよろしいでしょうか。——〈異議なし〉——では、許可します。入室してください。

日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき退場を命じます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処します。

なお、拍手等により可否を表明することや、入退室する際に大声で騒ぐ、速やかに入退室しないといった行為も退場命令の対象となります。

議事録署名人

【教育長】 本日の議事録の署名人は、新井委員にお願いします。

前々回の議事録

【教育長】 6月22日の令和5年第10回定例会議事録につきましては、既に御覧いただいたと思いますので、よろしければ御承認を頂きたいと思いますが、よろしいでしょうか。——〈異議なし〉——では、6月22日の令和5年第10回定例会議事録については承認を頂きました。

7月13日の令和5年第11回定例会議事録につきましては、お配りしていますので、御覧いただき、次回の定例会で御承認を頂きたいと思います。

次に、非公開の決定です。本日の教育委員会の議題のうち、第111号議案につきましては、人事等に関する案件ですので、非公開としたいと思いますが、よろしいでしょうか。——〈異議なし〉——では、ただいまの件につきましては、そのように取り扱います。

議 案

第56号議案から第68号議案まで

令和6年度使用都立小学校、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書の採択について

第69号議案から第110号議案まで

令和6年度使用都立特別支援学校（小学部・中学部）用教科書の採択について

【教育長】 それでは、第56号議案から第68号議案まで「令和6年度使用都立小学校、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書の採択について」と、第69号議案から第110号議案まで「令和6年度使用都立特別支援学校（小学部・中学部）用教科書の採択について」の各議案の概要の説明を一括して、指導部長、お願いします。

【指導部長】 本日は都立小学校、都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）及び都立特別支援学校の小学部・中学部において、令和6年度に使用する教科書の採択をお願いします。

まず「第56号から第68号議案資料」を御覧ください。都立小学校、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する教科書についてです。このうち、第56号議案から第67号議案までは都立小学校で使用する教科書についてです。議案は合計12件です。次に、第68号議案は都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する教科書です。

続いて、「第69号から第110号議案資料」を御覧ください。都立特別支援学校の小学部・中学部で使用する教科書について、このうち第69号議案から第107号議案まで

は、都立特別支援学校（小学部）で使用する文部科学省検定済教科書についてです。議案は合計39件です。第108号議案は、都立特別支援学校（中学部）で使用する文部科学省検定済教科書について、第109号議案は都立特別支援学校の小学部と中学部で使用する文部科学省著作教科書について、第110号議案は都立特別支援学校の小学部と中学部で使用する学校教育法附則第9条第1項の規定による教科書についての採択です。

採択に先立ちまして、採択方法について御確認くださいようお願いします。

以上です。

【教育長】 各委員の皆様には、一定の時間の中で効率的に議事を進めていくことができるように、これまでの教育委員会におきまして、教科書調査研究資料と教科書採択資料について報告をさせていただいています。

また、各委員におかれましては、新たに発行される小学校用教科書見本をあらかじめ御覧いただき、これらの各種資料等を参考に採択する教科書について各自十分に御検討をいただき、御意見を整理していただいているものと思います。

それでは、議事を進めてまいります。議案の採決の方法について申し上げます。まず、新たに発行される小学校用の教科書の採択についてですが、第56号議案から第67号議案までの都立小学校で使用する教科書につきましては教科（種目）ごとに、第69号議案から第107号議案までの都立特別支援学校（小学部）で使用する文科省検定済教科書については、教育部門ごと、教科（種目）ごとに各委員が採択すべきと考える教科書が無記名で投票していただき、多数決で決定したいと考えます。ただし、視覚障害特別支援学校で使用する教科書については、全盲の児童と弱視の児童と一緒に学習するため、文部科学省検定済教科書を原典とする点字教科書が出版される種目は、点字教科書の原典となる発行者の教科書を採択することになります。なお、投票の結果、過半数の票を得た教科書がない場合には、上位2者に絞った上、再度投票していただき、過半数による多数決で決定したいと考えます。また、可否同数となった場合は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第4項に基づき、教育長が決することとなります。そのほか、第68号議案及び第108号議案から第110号議案までの教科書については、法令の規定により、4年間同一の教科書を使用することになってい

ることなどの状況を踏まえ、採択してまいりたいと考えます。

以上の採択方法でよろしいでしょうか。——〈異議なし〉——採択方法について、御確認をいただきました。

採択に関する各委員の皆様の御意見につきましては、投票行動に影響を与えることがないように、全ての採択結果が出た後にそれぞれお伺いしたいと思います。また、議事の円滑な進行のため、投票集計中に他の議案の審議を進めていきたいと考えますので、よろしくをお願いします。

それでは、これから議案にしたがって審議をしてまいります。まず、第56号議案から第67号議案までの都立小学校で使用する文部科学省検定済教科書の採択について、及び第69号議案から第107号議案までの都立特別支援学校（小学部）で使用する文部科学省検定済教科書の採択について審議を行いたいと思います。指導部長、説明をお願いします。

【指導部長】 それでは、「第56号から第68号議案資料」の1ページを御覧ください。このうち、第56号議案から第67号議案までの都立小学校で使用する教科書の採択についての審議です。小中高一貫教育等、学校の特色を踏まえ、採択を行っていただきます。2ページの文部科学省検定済教科書発行者一覧に記載されています発行者の中から、3ページの議案番号内訳の記載のとおり、教科（種目）ごとに1種の教科書の採択を行っていただくことになります。

次に「第69号議案から第110号議案の議案資料」の1ページを御覧ください。まず第69号議案から第107号議案までの都立特別支援学校（小学部）で使用する教科書についてです。実際に教科書を使用する生徒の実態等により、三つの教育部門に分け採択をお願いします。2ページの文部科学省検定済教科書発行者一覧に記載された発行者の中から採択をいただくことになります。なお、視覚障害特別支援学校において文部科学省検定済教科書を原典とする点字教科書が出版される教科（種目）につきましては、当該の点字教科書の原典となる発行者の教科書を採択していただくことになります。点字教科書が出版されている種目は、国語、社会、算数、理科、音楽、家庭、保健、英語、道徳の9種目です。資料では、点字教科書の発行者にグレーの色を付けています。したがって、今回は書写、地図、生活、図画工作の4種目について投

票していただくこととなります。3ページに記載のとおり、教育部門ごと、教科（種目）ごとに1点採択いただくこととなります。

なお、議案資料には発行者の略称を掲載しています。

今後、発行者名につきましては略称で読み上げさせていただきますので御了承ください。議案資料の最後に添付している参考資料「発行者一覧」には、発行者の略称と正式名称を掲載しています。

以上です。

【教育長】 それでは、第56号議案から第67号議案まで及び第69号議案から第107号議案までの採択意見記入用紙の配付をお願いします。

記入用紙は4種類あります。それぞれ左上をステープラー留めしています。上から順に、1枚目が都立小学校、2枚目が視覚障害特別支援学校、3枚目が聴覚障害特別支援学校、4枚目が肢体不自由・病弱特別支援学校となっています。なお、視覚障害特別支援学校については、投票対象とならない欄にグレーの網掛けをしています。都立小学校は種目ごとに1者を選んで、都立特別支援学校（小学部）は教育部門ごと、種目ごとに1者を選んで丸印を付けてください。それではお願いします。

【教育長】 皆さん、御記入はお済みでしょうか。それでは、事務局は回収をお願いします。

それでは、ただいま御記入いただいた第56号議案から第67号議案まで及び第69号議案から第107号議案までの教科書採択につきまして、現在集計していますので、引き続き視覚障害特別支援学校において点字教科書が出版される種目について審議を行いたいと思います。指導部長、説明をお願いします。

【指導部長】 「第69号議案から第110号議案の議案資料」の2ページを御覧ください。点字教科書が出版される種目ですが、例えば国語については光村の点字教科書が出版されることが決定しているため、光村を採択していただくこととなります。このように、各種目ともここに記載されている教科書を御採択いただくこととなります。

説明は以上です。

【教育長】 ただいま説明がありましたとおり、視覚障害特別支援学校について、点字教科書が出版される種目、第69、71、73、74、76、78から81号議案までの9件の

議案につきましては、文部科学省が原典として決定した発行者を略称で読み上げさせていただきます。国語は光村、社会は教出、算数は大日本、理科は東書、音楽は教芸、家庭は開隆堂、保健は学研、英語は開隆堂、道徳は教出です。これらを採択したいと思いますが、よろしいでしょうか。——〈異議なし〉——それでは、視覚障害特別支援学校（小学部）の教科書のうち、点字教科書が発行される種目については、文部科学省が決定した点字教科書の原典となる教科書を採択することとします。

続きまして、第68号議案の都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）の教科書及び第108号議案から第110号議案までの都立特別支援学校（小学部・中学部）の教科書について審議を行いたいと思います。指導部長、御説明をお願いします。

【指導部長】 「第56号から第68号議案資料」の1ページの下段を御覧ください。第68号議案について説明します。都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する教科書についてです。都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）については、新学習指導要領の全面実施に伴い、令和2年度に新たに採択いただきました。

義務教育諸学校の教科書は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律等により、通常4年間同一の教科書を採択することが定められています。今年度は採択替えの年に当たりませんので、前年度に採択していただいた教科書と同じものを御採択いただくものです。4ページと5ページの別紙の、令和6年度使用都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書採択一覧に記載のあるとおりです。

次に、「第69号から第110号議案資料」の1ページ中段を御覧ください。第108号議案について説明します。都立特別支援学校の中学部用の文部科学省検定済教科書も、新学習指導要領の全面実施に伴い、中学部は令和2年度に新たに採択いただいています。こちらと同じ規定により、通常4年間同一の教科書を採択することが定められていますので、昨年度と同じ教科書を採択していただくことになります。

次に、第109号議案は、文部科学省著作教科書についてです。障害のある児童・生徒が学習内容をよりよく理解できるよう、教育部門に応じて文部科学省が著作・編集した教科書について、特別支援学校用（小・中学部）教科書目録（令和6年度使用）に登載されている全ての教科書を採択していただくものです。

次に第110号議案は、知的障害特別支援学校等において使用する、学校教育法附則

第9条第1項の規定による教科書、いわゆる一般図書についてです。一般図書として発行される点字教科書、拡大教科書及び都教委が作成した「令和5～7年度使用特別支援教育教科書調査研究資料」に掲載している一般図書全てを一覧にし、その全てを教科書として採択していただくものです。4ページは第108号議案の文部科学省検定済教科書で、令和6年度使用都立特別支援学校（中学部）用文部科学省検定済教科書採択一覧です。次に5ページからは、第109号文部科学省著作教科書として、視覚障害者用〔点字版〕の一覧を8ページにかけて記載しています。また、9ページが聴覚障害者用の一覧、10ページが知的障害者用の一覧です。次に11ページからは、第110号議案の一般図書として、視覚障害者用点字版の一般図書、12ページからは視覚障害者用の拡大版の一般図書、17ページにかけてこれを記載させていただいています。最後に18ページからは、知的障害がある児童・生徒及び知的障害を併せ有する児童・生徒の教育課程用の一般図書の一覧です。41ページにかけて記載しています。

説明は以上です。

【教育長】 ただいま説明がありましたように、第68号議案、第108号議案、第109号議案及び第110号議案につきましては、これらを一括して採択することを決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。——〈異議なし〉——それでは、それぞれ資料のとおり採択します。

集計は終わりましたでしょうか。少しお待ちいただきますか。少々お待ちください。

【教育長】 それでは、先ほど御投票いただきました都立小学校及び都立特別支援学校（小学部）の投票結果について、集計作業が終了したようですので、その確認をさせていただきます。

【教育長】 それでは、第56号議案から第67号議案まで及び第69号議案から第107号議案までの投票結果について、指導部長から御説明をお願いします。

【指導部長】 それでは、第56号議案から第67号議案までの都立小学校用教科書につきまして説明します。先ほど投票をいただきました結果は、ただいま配付しました令和6年度使用都立小学校用文部科学省検定済教科書投票結果にまとめています。御投票いただいた結果を集計しましたところ、全員一致の議案は1件、意見が分かれた議案が11件でした。意見が分かれた議案のうち、過半数の票を得た議案は8件、過半

数の票を得られなかった議案は3件です。お示ししている表の教科（種目）の欄の右にある採択結果欄に、「過半数に届かず再投票」と表示しています。いずれの議案も上位2者は確定しています。

続きまして、第69号議案から第107号議案の都立特別支援学校（小学部）用教科書につきまして説明します。御投票いただきました結果は、御配付しています令和6年度使用都立特別支援学校（小学部）用文部科学省検定済教科書投票結果にまとめています。投票いただいた結果を集計しましたところ、全員一致の議案は7件、意見が分かれた議案が23件でした。意見が分かれた議案のうち、過半数の票を得た議案は16件、過半数の票が得られなかった議案は7件です。先ほどと同様に、採択結果欄に「過半数に届かず再投票」と表示しています。いずれの議案も上位2者は確定しています。なお、先ほど御決定いただいた点字教科書が発行される9件の議案の採択結果もこの資料に掲載しています。

説明は以上です。

【教育長】 それでは、全種目について結果を確認していきます。なお、最初の説明にもありましたが、発行者の確認は略称でさせていただきます。

正式名称は参考資料「発行者一覧」のとおりです。

まず、都立小学校用教科書について1議案ずつ確認させていただきます。第56号議案「国語」は全員一致により東書とします。第57号議案「書写」は、多数決により東書。第58号議案「社会」は多数決により東書。第59号議案「地図」は多数決により帝国。第60号議案「算数」は過半数に届いた発行者がないため上位2者による再投票とします。第61号議案「理科」は多数決により大日本。第62号議案「生活」は多数決により東書。第63号議案「音楽」多数決により教芸。第64号議案「図画工作」は多数決により開隆堂。第65号議案「保健」は過半数に届いた発行者がないため上位2者による再投票とします。第66号議案「英語」は過半数に届いた発行者がないため上位2者による再投票。第67号議案「道徳」は多数決により光文とします。

次に、都立特別支援学校（小学部）用教科書について確認をさせていただきます。視覚障害特別支援学校について、第70号議案「書写」は多数決により教出。第72号議案「地図」は多数決により帝国。第75号議案「生活」は全員一致により東書。第77号

議案「図画工作」は全員一致により開隆堂とします。

続きまして、聴覚障害特別支援学校についてです。第82号議案「国語」は全員一致により東書。第83号議案「書写」は多数決により教出。第84号議案「社会」は過半数に届いた発行者がないため上位2者による再投票。第85号議案「地図」は多数決により帝国。第86号議案「算数」は過半数に届いた発行者がないため上位2者による再投票。第87号議案「理科」は多数決により東書。第88号議案「生活」は全員一致により東書。第89号議案「音楽」は多数決により教芸。第90号議案「図画工作」は全員一致により開隆堂。第91号議案「家庭」は多数決により開隆堂。第92号議案「保健」は過半数に届いた発行者がないため上位2者による再投票。第93号議案「英語」は過半数に届いた発行者がないため上位2者による再投票。第94号議案「道徳」は過半数に届いた発行者がないため上位2者による再投票とします。

続きまして、肢体不自由・病弱特別支援学校についてです。第95号議案「国語」は全員一致により東書。第96号議案「書写」は多数決により教出。第97号議案「社会」は多数決により東書。第98号議案「地図」は多数決により帝国。第99号議案「算数」は多数決により啓林館。第100号議案「理科」は多数決により東書。第101号議案「生活」は多数決により東書。第102号議案「音楽」は多数決により教芸。第103号議案「図画工作」は全員一致により開隆堂。第104号議案「家庭」は多数決により東書。第105号議案「保健」は多数決により東書。第106号議案「英語」は過半数に届いた発行者がないため上位2者による再投票。第107号議案「道徳」は過半数に届いた発行者がないため上位2者による再投票。

以上、全員一致又は多数決により意見が一致した教科（種目）につきましてはこれで決定したいと思います。よろしいでしょうか。—— 〈異議なし〉 —— ありがとうございます。

ただいま説明しましたとおり、都立小学校用教科書の算数、保健、英語、都立特別支援学校（小学部）用教科書のうち聴覚障害特別支援学校の社会、算数、保健、英語、道徳、肢体不自由・病弱特別支援学校の英語、道徳につきましては、過半数の票を得た教科書がありませんでした。したがって、冒頭で採決方法を確認させていただいたとおり、上位2者が確定している教科書については再度投票していただき、過半

数による多数決で決定したいと思います。

それでは、再投票用の採択意見記入用紙の配付をお願いします。

【教育長】 再投票が不要な種目は斜線を引いてありますので、欄のある所だけ印をお願いします。

【教育長】 皆さん、御記入はお済みになりましたでしょうか。では、事務局は回収と集計をお願いします。

それでは、ただいまの集計時間の間に、次の報告事項に移りたいと思います。

報 告

(1) 都立学校教員勤務実態調査の集計結果について

【教育長】 次に報告事項(1)「都立学校教員勤務実態調査の集計結果について」の説明を、人事企画担当部長、お願いします。

【人事企画担当部長】 都立学校教員の勤務実態調査を行いまして、その結果について概要版と本編の資料を取りまとめました。

概要版の1ページを御覧ください。文科省が全国の小・中学校等を対象に行った調査とは別に、都立の高校や特別支援学校等を対象に、国の調査とおおむね同様の内容や手法で、国と同様、昨年(平成29年)の10月、11月に1日ごとの業務記録などの調査を行いました。この調査ですが、平成29年の6月、7月にも実施をしまして、調査を行った月が異なるために、単純に比較はできないのですが、前回の調査との全体的な傾向が比較できますように、参考として情報を掲載しています。

まず、教員の在校等時間ですが、前回の平成29年度よりも減少はしていますものの、依然として長時間勤務の教員が多い状況です。平日一日当たりの在校等時間は、高校の教諭等で10時間5分などとなっていて、全ての職種で前回よりは減少しています。下段、1週間当たりの在校等時間を分布で見ますと、青い線より上、1週間当たりの在校等時間が50時間以上の割合は、都教委が時間外在校等時間の上限の原則と定めています月45時間以上に相当するものですが、こちらは高校の教諭等で

60.2%などとなっていて、赤い線より上はいわゆる過労死ラインの週60時間以上ですが、こちらは高校の教諭等で26.6%など、長時間勤務となっています。副校長の在校等時間は比較的減少をしています。これは都教委の施策としまして、副校長の業務を補佐する支援員を新任の副校長や超過勤務が常態化している副校長などがいる学校に配置をした効果も出ているのではないかと考えています。なお、資料の右上、全国の小・中学校の状況と比べますと、都立の高校や特別支援学校の在校等時間は短い傾向が見られます。

2 ページを御覧ください。この調査では、それぞれの教員が一日の間にどのような業務にどのくらいの時間従事したかを調査したのが大きな特徴です。複数の業務で前回より業務時間が減少してしまっていて、その結果、一日当たりの在校等時間が減少しています。なお、前は1学期の成績を付ける時期だったため、成績処理の業務時間が長く、今回は人事評価を行う時期であったため、副校長の人事関連の業務などが長くなっています。

3 ページは、在校等時間が週60時間以上の教員は、週50時間未満の者と比べてどのような業務により時間を要しているかを比べたものです。高校の教諭では部活動等で、特別支援学校では学級経営、学校の運営で差が生じています。下段の副校長ですが、学校運営、人事関連、保護者対応等の業務に従事する時間が長くなっています。

以上が調査の概要ですが、本編の資料から今後の取組の参考となるデータについて幾つか紹介します。本編の16ページですが、年齢階層別の在校等時間です。30歳以下の教員が長くなっていて、特別支援学校では50歳以上の教員も長い状況です。また、本編17ページは、教員の経験年数別の在校等時間ですが、特に高校におきまして、3年目以下の教員が長くなっていて、1年目では授業の準備などに、2、3年目では学級経営等に時間を要しています。若手の教員が業務に慣れない中奮闘している様子が見て取れますけれども、例えば参考となる資料を共有化して授業の準備に役立ててもらおうなど、若手教員に対するサポート体制の充実が必要と考えます。

18ページは職層別です。特に特別支援学校の主幹教諭の在校等時間が他の職層を上回っていて、学校経営や会議などの時間が長くなっています。副校長とともに学校運営の業務に従事していることが分かります。

本編19ページは学校種類別です。

高校では、進学指導校の在校等時間が、特別支援学校では視覚障害や聴覚障害の特別支援学校が他よりも長くなっています。放課後の補習指導や個別指導などに時間を要してしまして、こういった業務を効果的に進めるための取組が必要と考えます。

23ページからは、働き方に関する教員の意識についてです。上段、教師としての仕事について満足していると答えた教員は、緑色の約6割である一方、仕事と生活とのバランスについては満足していない、だいたい色の教員が6割を超えています。左下、空いた時間を授業準備や自己研さん等に充てたいと考える教員が半数、プライベートの時間を充実したいと答えている教員が約4割います。また、右下、生徒との相談や授業準備等に時間が取れないと悩みを感じている教員が多く、そうしたことを同僚や先輩に気軽に相談しづらいと思っている教員が4割を超えています。それぞれ各教員がライフワークバランスを保ちつつ、日頃の業務の質を高めることに十分に取組めるような環境づくりや、より気軽に相談できる仕組みづくりが大切かと考えます。

24ページが、業務のやりがいと負担感を分析したものです。左側、授業や生徒指導など生徒に関わる業務にやりがいを感じている教員、青い部分ですが、これは多くなっています。右側は調査等の事務や成績処理などについて負担と感じている教員の割合が、青い部分ですが、多くなっていますので、事務の縮減やICT等による業務の効率化を更に進めていく必要があるかと思えます。

25ページ、部活動ですが、部活動は少なくしたい、外部人材に委ねるべきと考える教員が半数以上いまして、その要因として、土日対応があることなどを挙げていまして、現在進めています部活動の地域連携・地域移行の取組や、部活動指導員の活用促進などが重要だと思えます。

28ページからは、働き方改革の取組に関するデータです。平成30年度から、学校閉庁日の取組を実施していますが、現在はほとんど全ての学校で年間5日以上の閉庁日が定着してしまして、こうしたことも影響して、年次有給休暇の取得日数は前回よりも1日程度増加しています。ただ、部活動の状況ですが、休養日を少なくとも平日1日、週休日に1日設定するなどのガイドラインを令和元年度に各学校に示しました。その結果、週当たりの活動日数の減少といった効果が見られています。

29ページはICTの関係ですが、ICTを活用した成績処理や授業の準備、保護者との連絡等を多くの学校で実施しています。昨年から導入した統合型公務支援システムなどICTを有効に活用した学校運営がより必要だと思えます。

概要版の資料の3ページに戻っていただきまして、今後の取組についてです。この間の働き方改革によりまして、一定の進捗は見られますが、まだまだ取組の途上です。さらなる改善、改革が不可欠です。これまでの取組を着実に進めていくとともに、本調査結果や国の調査結果などを踏まえまして、今後、集中的に取り組むべき具体的な対策を更に検討しまして、今年度末を目途に働き方改革の実行プログラムとして取りまとめまして、児童・生徒に効果的な教育活動ができるよう働き方改革を更に加速していきたいと考えています。

説明は以上です。

【教育長】 ただいまの説明に対しまして、御質問・御意見ありましたら御発言をお願いします。

新井委員、お願いします。

【新井委員】 説明ありがとうございました。大変理想論かもしれないのですが、今後、学校においてこれ以上の働き方改革を有効に進める上で、大変重要になってくる考え方が、教員そして子供の両方ともが自走できる力だと思います。自ら走ることができる力です。私はゆゆしきことだなと思いましたが、進学指導校で在校時間が長いということで、これは進路指導に力を入れているからだということですが、本来でしたら進学指導校というのは、子供たちが自ら学び自ら自走する力があるからこそ、進学重点校になっているはずで、そのような学校で7時間目などの補習を行って、進学実績を積むということは、本来は本末転倒だろうと思います。

補習をするのではなくて、自学自習できる力を子供たちの間で伸ばすことによって、本来、今回も採択しましたけれども、このような文科省が指導要領で定めている教科書の範囲からしか大学受験は出題されないわけですから、教科書をきちんと自ら読み込み、自学自習できる力を東京都の小中高で培うことによって、子供たちが次第にどんどん自走していくから、むしろ進学指導校では先生方は働く時間が短くて、むしろ自ら研さんする時間が長いというバランスになることが望ましいです。

また、副校長の先生方が成績を付ける時期にお忙しいというのは、先生方が付けたいろいろコメントなどを全部副校長の先生がチェックしなければいけないということが起こっており、そのような中で大変多忙になってらっしゃるということを目にします。これは、やはり先生方が書く力や、あるいは適切に表現する力を磨くことによって、先生方が自走する力が出ることによって、副校長の先生方が要となるところだけ押さえれば一つ一つ手取り足取り指導しなくてもよくなるというのが、最も健全な学校の在り方だろうなと思っています。特別支援はまた別途、困難さがあると思いますから、そのようなことは個別にするにしても、本来学校を卒業するというのは、みんなが自走できるようになったから卒業していいよということのはずなので、自走を目指すような学校づくりを今後は心がけていきたいと、私も自戒として考える次第です。

以上です。

【教育長】 総合的な観点からありがとうございます。

他はいかがでしょうか。

北村委員、お願いします。

【北村委員】 今の新井委員のお話は僕も本当にそのとおりでと思います。本来あるべき、目指すべきところはそこではないかなとすごく強く思います。また、これまで報告いただいた働き方改革について、少しずつ改善をされている点はあるのかなとは思いますが、やはりまだまだ足りません。対症療法的なものはどうしても必要で、例えば部活動の外部指導員を増やすことや、教材についても、個人だけではなくて学年の中、あるいは教科のチームの中で教材を共有し合って、特にデジタル教材等デジタル化されているものはより共有しやすいですから、そういったものを共有したり、できるだけ効率化を図ったりという、対症療法的なことは継続していろいろと実践していただきたいのですけれども、同時にそれをやっていったらこれがすごく劇的に時間が短くなるかということ、残念ながらそうは思えない印象を受けていますので、やはりある程度抜本的な、大胆な改革や対策も必要ではないでしょうか。そこまで大きな大胆ということではないかもしれませんが、幾つかの学校では、例えば職員会議をやめてしまい、それによって情報はクラウド等できちんと共有しつつ会議の時間をなくすなど、校長先生などにお話を伺ったりすると、そのようなことを提案すると先

生方がまず反対しますと。何をこの校長は言い出したのだと言って、現場からすごく反発もあるという声も聞くのですけれども、同時にそれでもやった校長先生がいます。やった学校の話は何うと、先生たちもやはりよかったねとなるケースが非常に多いというのも耳にしています。

もちろん、現場の声を無視しろということを行っているわけではなくて、現場の声を最大限聞きつつ、先生方は恐らく今までやってきたことだからこれからもやり続けなければと思われていることの中に、やらなくても本当はできる、学校が回るということがあるはずだと思います。そのようなものを見つけていかないと、これはいつまでたっても働き方改革にはならなくて、改善は少しずつしていても、改革にはならないのではないかなと思いますので、何かそういった大胆な策を是非お考えいただきたいです。以前にも少し教育委員の中で先生方のサバティカルのようなものをもう少しいろいろな考え方で取り入れたらどうかという意見もお伝えしたりしていますので、そういったことも含めて、是非御検討いただきたいなと思っています。よろしく願いします。

【教育長】 他はいかがでしょうか。

宮原委員、お願いします。

【宮原委員】 御説明ありがとうございました。今お二人の委員がおっしゃったこととは少し違う観点かもしれないのですけれども、時期が6、7月と10月で、1年のサイクルの中で違う時期に行われたということで、完全に比較して増えたとか減ったとかいう話はできないかもしれませんが、最初のページを拝見しますに、やはり職種において、副校長先生の業務時間は著しく減少しているのは見て取れますので、東京都が行った施策、特に支援員を新しい新任の副校長先生、あるいは業務を非常に長時間やっておられる副校長先生のところに入れて、業務の見直しをされたというのが、施策の結果として反映されているのかなと拝見はしました。一方、心配に思うのは、それ以外の職種、特に教諭という職種においては、これを減少と呼ぶのか、あまり変わらないと呼ぶのかは微妙な形の増減であると思いますので、今回導入しました校務システムがどれぐらい資するのかも含めまして、もう少ししっかりと業務の効率を見ていかないといけないと思いますし、特に教諭の職種で著しく下がっていかないと、

全体としての働き方改革の恩恵を受けたとは思われませんので、こちらについては是非、何かそれほど時間の掛かることなのかについては踏み込んだ調査をしていただきたいと思います。

一方で、副校長先生に対する支援員を入れたということで、効果は見られるものの、もしこの増減が1時間半程度であれば、逆に業務量が増えているように思います。人が増えた分だけ、本当はその方の分だけある程度7、8割は減らないといけないものが、1時間半しか減っていないということは、全体の業務量が増えてしまったのではないかなという懸念がありますので、その辺りも聞き取りなどをして、業務量は人が来てくれたので増やしていないかという観点でも是非確認をしていただきたいと思います。

最後のコメントは、やはり働き方改革は、都教委で政策的に推進するのは非常に重要なのですが、働く側が意識改革をしてくれないと、なかなか劇的には減っていかないと思いますので、たくさん部活動もやりたいし、生徒さんのために一生懸命やりたいという教員もいる一方で、半分の方が部活動はそこそこにしたいという方もいらっしゃるという、いろいろな働き方をしたいと思っている教員が自分の周りにいるのだということに対してどう配慮するかも含めて、意識変革を進めていかないとけないなというのは全体を見た感想です。

【教育長】 秋山委員、お願いします。

【秋山委員】 今、北村委員と宮原委員の言われたことと重なりますが、まず副校長先生の改善が支援員の配置によって効果があったと考えれば、他の教職に関しても、どこに人を付ければ改善するかということも、大胆な改革の一つではないかと思いますので、検討していただけないかと思います。

もう1点は、教職員の3年目以下の先生方が授業の準備にまだ時間を取られているわけですが、これはこれまでも都教委で恐らく取り組まれてきていると思います。しかしながら、このような結果が続くということは、もう少しまだ改善しなくてはいけないのではないかと思いますので、今後、重点的に取り組んでいただければと思います。

最後に、今回は調査の時期が違ったということで、人事評価に時間が取られている

ことが明らかになったと思います。これは毎年行われるものですので、人事評価に関しても今後どのようにやっていくか、取り組む目的ができたと思いますので、よろしくをお願いします。

【教育長】 他はいかがでしょうか。

山口委員、お願いします。

【山口委員】 御説明ありがとうございました。おおむね出尽くしていると思いますが、働き方改革で、時間だけを見るとなかなかまだまだというところはありつつ、やはり忙しさを感じるのと、ここを出していただいた満足度や、やりがいに、多分関連はあるのだと思います。単に忙しいから大変だということではなく、やりがいのところですね。恐らく教員を目指し、そして教員になってらっしゃる方は、ここにも表れていますけれども、教えたり、生徒の面倒を見たり、そのようなことに対しては多少時間が割かれたとしても、そこは多分やりがいだと思います。ただ、これを見ても分かるように、それ以外の事務作業など、そこはやはり負担に感じているようです。そして、それがあから指導ができないというのがストレスになって、この負のスパイラルになっていると思うので、やはりこの改革のところで、皆さんおっしゃられている「大胆な」といったところは、やりがいを感じていないところを何とかしてやるというか、そこには本当にICT、あるいは人を付けるなどという、教員以外でもできることをいかにスピーディーに変えていくかといったところです。そこにも、やはり今までは成績の評価もそうですが、教員が絶対にやらなければいけないと思っていたところも、もしかしたら違うやり方、あるいは人を変えることもできるのではないかという、違う発想を持たないと、今までどおりではなかなか変わらないので、皆さんがおっしゃられるとおり、教員の意識、そして学校全体の意識を改革していくところに、大胆に踏み込んでいかなければいけません。過労死ラインと簡単に私たちは見えていますけれども、やはり世間から見たら異常な数値だと思います。これを見たら、教員になろうという若い人たちも、意欲はあるけれども、いやと思われるので、その辺りは全体的に大変だと思いますけれども、大胆に改革をお願いしたいなという意見です。

【教育長】 皆様の多角的な観点から御意見を頂いて、多分この場ですぐにお答え

できる話ではないと思いますので、今日の御意見も踏まえて更にいろいろ抜本的に、大胆に加速させていきたいと思います。その場合、今、事務局として人事部が説明をしましたが、これは教育委員会を挙げて、どの部も関係ない部門はないという意識を持って、全ての職場で教育委員会を挙げてやっていかななくてはいけないと思いますし、そのように取組を進めていきたいと思いますので、引き続き事務局もよろしくお願ひします。

他はよろしいでしょうか。事務局は何かありますか。

【人事企画担当部長】 御意見ありがとうございます。先生方のおっしゃるとおり、本当に教員でなければできない業務に集中的に取り組むことができるように、学校は今まではかなり教員が担っているものが多かったですけれども、そういったものを学校以外の地域、保護者や関係者の方に担っていただくことや、学校でやるとしても教員ではなくて他の者にお任せするなど、そういった業務をきちんと精選して、そういったやり方を学校ともきちんと話し合いながら、場合によっては民間のお知恵も借りながら、これからの取組がきちんと進むようにやっていきたいと思いますし、先生方がきちんと誇りと自信を持って教育活動をやって、子供と向き合う時間を確保できるように、働き方改革を進めていきたいと思いますので、今後ともよろしくお願ひします。

我々としてもいろいろ考えていきたいと思います。ありがとうございます。

【教育長】 よろしければ、本件につきましては報告として承りました。

事務局、集計は終わっていますか。では、再投票結果について配付をお願いします。

【教育長】 それでは、第56号議案から第67号議案まで及び第69号議案から第107号議案までの再投票の結果について、指導部長から御説明をお願いします。

【指導部長】 都立小学校及び都立特別支援学校（小学部）用教科書の再投票の結果につきまして説明します。先ほど、再投票していただきました結果は、先ほど決定した議案とあわせて、ただいま配付しました令和6年度使用都立小学校用文部科学省検定済教科書採択一覧及び令和6年度使用都立特別支援学校（小学部）用文部科学省検定済教科書採択一覧にまとめています。再投票の議案につきましては、右端の枠に丸を付けています。再投票の集計をしましたところ、意見は分かれてましたが、いずれ

の議案も過半数の票を得た教科書がありました。

説明は以上です。

【教育長】 それでは、再投票した議案について結果を確認していきます。まず、都立小学校用教科書につきましては、第60号議案「算数」は多数決により啓林館。第65号議案「保健」は多数決により東書。第66号議案「英語」は多数決により東書。

次に、都立特別支援学校（小学部）用教科書について確認します。まず、聴覚障害特別支援学校につきましては、第84号議案「社会」は多数決により東書。第86号議案「算数」は多数決により学図。第92号議案「保健」は多数決により大修館。第93号議案「英語」は多数決により東書。第94号議案「道徳」は多数決により光文とします。

続きまして、肢体不自由・病弱特別支援学校につきましては、第106号議案「英語」は多数決により三省堂。第107号議案「道徳」は多数決により光文とします。

以上、再投票となった議案につきましてはこれで決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。——〈異議なし〉——以上で、都立小学校及び都立特別支援学校（小学部）で使用する教科書の投票結果について確認が終わりました。全体を通して何か御意見がありましたら御発言をお願いします。

新井委員、お願いします。

【新井委員】 いろいろありがとうございました。今回、教科書採択資料というものを作成していただきましたが、これが大変役に立ちました。ありがとうございます。特に、今回国語に関しまして、説明的な文章、文学的な文章、詩歌古典、あるいは全体に関して、書き手が男性と女性とどのような割合かということ、全ての教科書についてお調べいただきました。

日本はジェンダーギャップ指数がまた下がりました、125位になってしまいました。そのような中で、子供たちがジェンダーギャップのあることが当然だと思わずに育つ環境が大切だと思っておりますが、今回国語において、文学的な文章、書き手が男女半数ずつのところ採択されたなということで、このような研究は東京都以外まだ行われていないと思いますけれども、このような研究が採択する上でも大変資料になるということで、とてもよかったと思います。加えて、男女の固定的な役割が描かれているかを各教科書について研究していただいたようです。これも大変参考になりました。

理科や算数、生活も含めてですが、いわゆる理系の分野では、固定的な役割がないのがほとんどの教科書だったのですけれども、一方、国語や道徳では、社会において性別の固定的役割が描かれているという研究結果になっていることは残念です。全部ありと書いてあると選べなかったのが、残念だなと感じた次第です。この新しい指導要領が、小学校が完成すると次に中学校、高校になっていくと思いますけれども、この研究は続けていただいて、次の中学校、高校の指導要領が出来上がっていく時においても、このような観点が重要だというメッセージが教科書会社に伝わって、そのようなことに気を付けようと思っていただくところから、ジェンダーギャップが埋まっていくと期待したいと思いますので、この研究を是非続けていただきたいなと思います。ありがとうございました。

【教育長】 他はいかがでしょうか。

宮原委員、お願いします。

【宮原委員】 意見を申し述べさせていただきます。私は今回初めて採択に携わらせていただきまして、久しぶりに小学校の教科書を一生懸命読ませていただきました。全ての教科書が大変いろいろな工夫をされていまして、どの教科もそうですけれども、作る側の意図が非常に伝わるというか、何とか子供たちに興味を持ってこの教科に取り組んでいただこうという、いろいろな工夫をされているなというのを、様々特徴はありましたけれども、感じました。そういった意味では、教科書も非常に進化しているのだと感じます。全般的には非常に良かったなということです。

一方で、やはり小学校の特に低学年が持つて歩く教科書としては、先日も申し上げましたけれども、少し重いです。紙の質が良くなったのでしょうし、恐らくカラーで、写真もふんだんに使われていますので、そういったことになっているのかなと思いますけれども、やはり全ての小学校のお子さんが既にデジタルのツールを持っていることを考えると、写真や絵をもう少しデジタルに役割分担をして、少し薄くしたり見やすくするということをしていかないと、重いこともそうですけれども、絵が多過ぎて、どこを見ていいかわからないと思った教科書も幾つかありました。ですので、デザインの作り方も含めて、子供たちが分かりやすいようにと思って作っておられる意図は分かるものの、もう少し文字がしっかりとあって、絵や写真や動画デジタルの方が恐

らくシナジーがあると思いますので、そちらに任せるといふ役割分担をしていくような教科書が今後出てくるといいのではないかなと思いました。

そういったことをしていかないと、幾つかの教科書ではぱっと見た時にどこを見ていいかわからないというデザインに感じるころもありましたので、そういったことを含めて、子供たちの興味が湧くことも大事ですけれども、子供たちにきちんとその教科について理解してもらうためにもっとできることがあるのではないかとということについては、今後考えていく必要があるのではないかと、初めてさせていただきましたけれども、全般として感じましたのでコメントします。

【教育長】 他はいかがでしょうか。

秋山委員、お願いします。

【秋山委員】 私も宮原委員と同じように、今回の教科書を選ぶ時は、子供たちが使いやすい大きさや重さも見ました。そして、図の配置や絵も見ました。私は平成16年頃から地域の教育委員会で教科書採択に関わっていました。その頃は、絵や図が見やすいか、きれいであるかも評価していたと思います。しかし、今では、だんだんそれが進化し、宮原委員がおっしゃったように、これからの時代はQRコードなどいろいろと、子供たちが自分なりに調べられるような工夫がある教科書に進んでいくのではないかなと思いました。時代の変化とともに、教科書も変わっています。今後変わっていくことを見通して教科書は作っていかれるものだなと思いました。

以上です。

【教育長】 北村委員、お願いします。

【北村委員】 もう既に委員の皆さんがおっしゃられたことに僕もすごく賛同するところですが、教科書を改めて集中的に拝見して、本当に各教科書会社さんたちは一生懸命特色を出そうと工夫をされていると思います。そのことはすばらしいことだと思うのですが、先生方に、よく学校に行った時などに教科書はどうですかと聞くと、汎用性の高い教科書が本当は一番使いやすいという意見もあって、もしかすると特徴を出し過ぎると現場の先生方にとっては少し使いづらさが生まれることもあるのかなと僕は思いました。自分がこの教科書で教えるとなると教えやすいかどうかということを考えながら、今回も教科書を見ていたのですが、その時にやはり非

常に絵や写真が多過ぎると、そのこの単元で何を一番伝えなければいけないかが分からなくなっていて、イメージで少し抽象化され過ぎてしまったりする面があるのかなと思いつつ見ていました。ですので、恐らく今後いろいろな形で、先ほどおっしゃったようにデジタル教材が発展していく中で、また新たな教科書の在り方は模索されていくのだと思うのですけれども、何より先生方が教えやすい教科書はどのようなものなのかなと改めて感じさせられた時間でした。別に自分自身が教科書作成のプロではないので、そこに込められたいろいろな工夫が恐らくあって、それに僕が単に気付いていないだけという面も多々あるのだとは思いますが、凝ったり、特徴を出した教科書がいいのかはいろいろ考えなければいけないのではないのでしょうか。それよりも大事なことは、先ほど新井委員がおっしゃったような、どのような書き手たちを配置しているのだろうかや、見た目ではないところを考えていただく機会になっていけばいいなとすごく思い、勉強になったなと思いつつながら今回採択に関わりました。

【教育長】 山口委員、お願いします。

【山口委員】 今回、小学校の教科書でしたので、やはり私が子供の頃は、大体同年代かもしれませんが、その頃からは本当に変わったなというのがすごくあります。中学校、高等学校になってくると文字も多くなるし、変わってはいるのだけれどもこうだったかなという感じですが、小学校になると本当に皆さんおっしゃったように、見やすさ、興味を持ってもらうという苦勞をすごく重ねてきたのだらうなというのが分かる作りになっていて、それはすごくいいことだとは思いつつ、それこそやはり時代が変わって、私たちが感じるものと、これから未来を生きる子供たちがどのような能力が必要なのかといったところもやはり考えるべきだと思います。やはり文字から入ってきたもので私は理解しますけれども、今の子たちは直感なのか、それか本当に未来の子供たちにとって、未来社会を予測して能力や資質を成長させていかなければいけないので、どうなのでしょうと。ですから、そういったところは是非、そのようなところで研究されている有識者の方などとも連携をしながら進めていってください。恐らく教科書会社は、今言った見やすさなど、選ぶ側を意識すると思います。でも本当は子供たちの資質能力がどういったものから伸ばせるのかという、少し近未来的な観点が多分必要になってくると思います。それが今の教科書の、絵が多い、何が多い、

視覚から入ってそれからイメージさせるということがいいのであれば、それはいいのだと思いますけれども、でも本当はやはり文字とのバランスという、私は分からないので、その辺りをもう少し研究あるいは有識者の方々にも御検討いただく時期です。時代が動くのが早過ぎて、子供たちは本当にもうデジタルに触れているので、紙で見るのも教科書しかないという子ももしかしたらいる可能性があります。そのような時代に教科書はどうあるべきかという、紙の価値や意味があると思うので、宿題のような感じですが、是非更に御検討を期待したいなという感想です。よろしくお願いいたします。

【教育長】 新井委員、お願いします。

【新井委員】 今、皆様から教科書の中の文字や文の状況のお尋ねがあったので、たまたま研究をしている立場から少しお話ししたいと思います。

小学校の理数系、理科の教科書は、理科は小学校を卒業するまでは結構人気の科目なのですが、中学校に入ると途端にその人気落ちる科目としてよく知られています。理科の教科書を私どもの研究室で分析しましたところ、文調はそれほど変わりません。一つ一つの文の長さや漢字なども学年進行でなだらかに増えていくという状況ではあるのですが、中学1年生になると、小学校6年生の教科書に比べて4倍や6倍ぐらい抽象的な概念を定義するということが起こります。例えば、5年生だと、塩が水に溶けると塩水ができ、このようなものを水溶液と言いますという言い方なのですが、中学1年生になるともう一回そのようなものが出てきて、砂糖を水に溶かすと砂糖水ができ、この時、砂糖のように溶くものを溶質と言ひ、水のように溶かすものを溶媒と言ひますという感じで、何々を何々と言ひますというのが4回や5回ぐらい1パラグラフの中に登場するという状態になった瞬間に、子供たちが読めなくなるということが、リーディングスキルテストのようなものをして分かっていきます。

ですので、本来は小学校5年生、6年生、中学生に対して、なだらかに増えていって、特に小学校高学年は文章量が多くなって、概念的な理解の準備が十分に行われて中学1年生に入れるといいのですが、それは数学もそうだと思いますし、社会科の公民や地理なども結構そうですけれども、5、6年生で何となくぱっと直感で分

かるように頑張ろうとし過ぎるあまり、動画やイラストなどで何となく直感的に分かるように小学校はこのように無理をして持って行って、それで中学1年生でドボンとなる感じが、各科目特徴があります。特に今回、立川国際は小中高一貫ですので、本来でしたらなだらかに上がっていきってもらわないと困るのですけれども、小学校は分かりやすくという頭が教科書会社にあるので、小学校の教科書として一体化していて、中学校として一体化しているのですけれども、そこにすごくギャップがある状態と感じます。なので、ここの部分をどうやって埋めていくか、そのことによって子供の理解をなだらかに、5年生、6年生、中学1年生とあって、小中ギャップがなくなるようにするかは、非常に大きな課題だと思っています。御参考までに。

【教育長】 貴重なお話をありがとうございました。

他はいかがでしょうか。

よろしければ、令和6年度の都立小学校、都立中学校及び都立中等教育学校の前期課程並びに都立特別支援学校の小学部・中学部で使用する教科書採択につきましては以上のおり決定します。なお、本日の議論を踏まえまして、採択理由を事務局において整理して、各委員に御確認をいただいた上で取りまとめ、速やかに公表するということでよろしいでしょうか。——〈異議なし〉——それでは、第56号議案から第110号議案までの教科書採択につきましては以上です。ありがとうございました。

参 考 日 程

(1) 教育委員会定例会の開催

8月24日(木) 午前10時

教育委員会室

【教育長】 続きまして、今後の日程について、教育政策課長、お願いします。

【教育政策課長】 次回の定例会の予定は、8月10日となりますが、現在のところ案件がありません。そのため、次回の定例会については、8月第4木曜日の8月24日午前10時より、教育委員会室にて開催させていただければと思います。

【教育長】 ただいま説明がありましたとおり、8月10日は案件がないとのことで

すので、この場で8月10日の教育委員会は開催しないこととしたいと思いますが、よろしいでしょうか。——〈異議なし〉——それでは、8月10日の教育委員会は開催しないこととします。次回は、8月第4木曜日の8月24日となりますので、お間違いないようにお願いします。

日程そのほか、何かありませんでしょうか。

よろしければ、これから非公開の審議に入ります。

(午前11時30分)